

お知らせ

先月もお声掛けさせていただきましたが、今年も年末調整の時期が近づいてまいりました。
資料回収等でご連絡をさせていただくこともあると思いますが、ご協力のほどよろしくお願い致します。

NEWS LETTER

「年金の日」をご存じですか。国民一人ひとりが高齢期の生活設計に思いを巡らせていただく日として、厚生労働省が11月30日（いいみらい）を年金の日としたそうです。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

11
2014



■ 年末に適用期限を迎える制度の確認をしましょう

Message From Staff

- 来年を楽しみに☆
- クイズコーナー
- 松山市
- 妊娠に関する情報

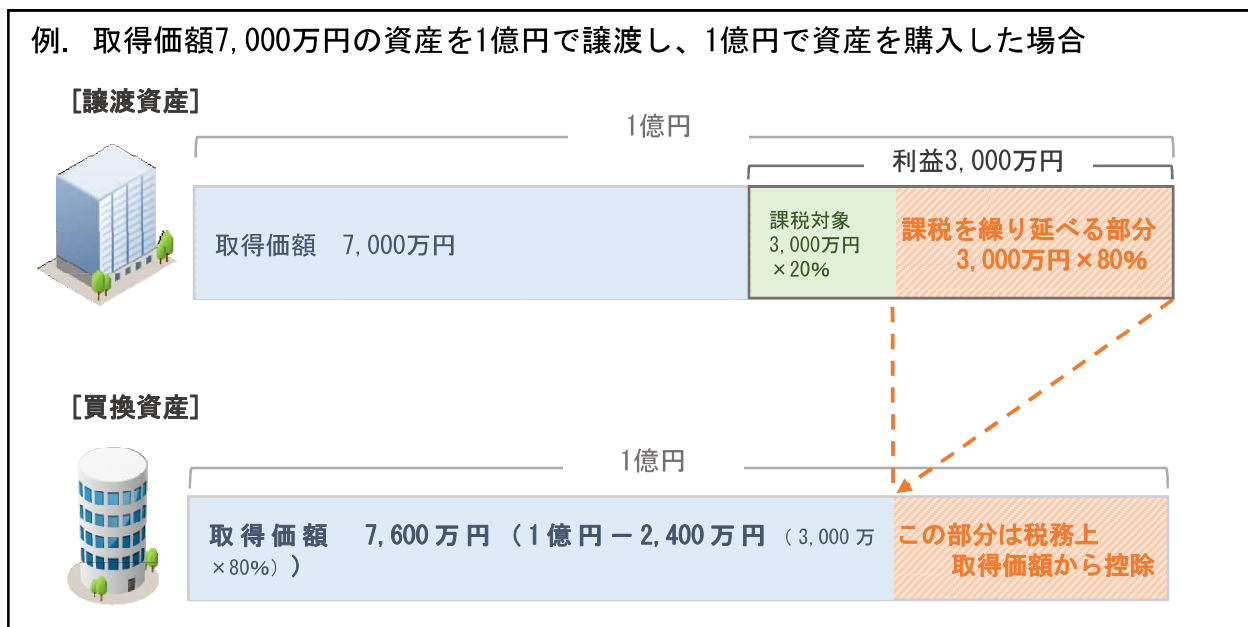
年末に適用期限を迎える制度の確認をしましょう

税金を計算する上において優遇が受けられる制度のうち、年末で適用期限を迎えるものはいくつかあります。そのうち2つの制度を今回ご紹介いたします。検討すべき取引（行為）がないかどうか、最終確認をしましょう。

■ 事業用資産の買換え(九号買換え)

例えば、事務所とその敷地を売却し、別の場所で事務所とその敷地を構えた場合、売却による儲けの約8割に相当する課税を繰り延べることができる制度があります。これを「特定資産の買換え特例」といいます。この特例を適用するためには、条文にある第一号から第九号までの要件のうちいずれかに該当する必要があります。

第一号から第九号までのうち使いやすいのは、第九号といわれています。第九号は、所有期間が10年を超えている国内の土地等、建物、構築物を売却し、国内の土地等、建物、構築物、機械装置を取得することが要件です。ただし取得対象となる土地等は、平成24年度税制改正でより付加価値の高い資産への買換え促進や経済活性化を図る政策目的に見直され、用途や面積の制限が設けられました。具体的には、事務所や工場など特定施設の敷地あるいは一定の駐車場用地であり、かつ、面積が300㎡以上のものに限定されています。そのため、例えば社宅などの福利厚生施設の敷地や一般的な貸し駐車場用地などは、対象から外れています。



この第九号は、平成26年12月31日が適用期限とされています。国土交通省や経済産業省から3年3ヶ月の適用期限延長が要望として提出されているものの、27年度税制改正で延長がされない限り、年内で適用期限が到来してしまいます。この期限は、個人・法人とも変わりません。そのため、個人で事業をされている方あるいは法人であって、資産を買換えたいとお考えの場合には、早急な検討を要するでしょう。

住宅取得等資金に係る贈与

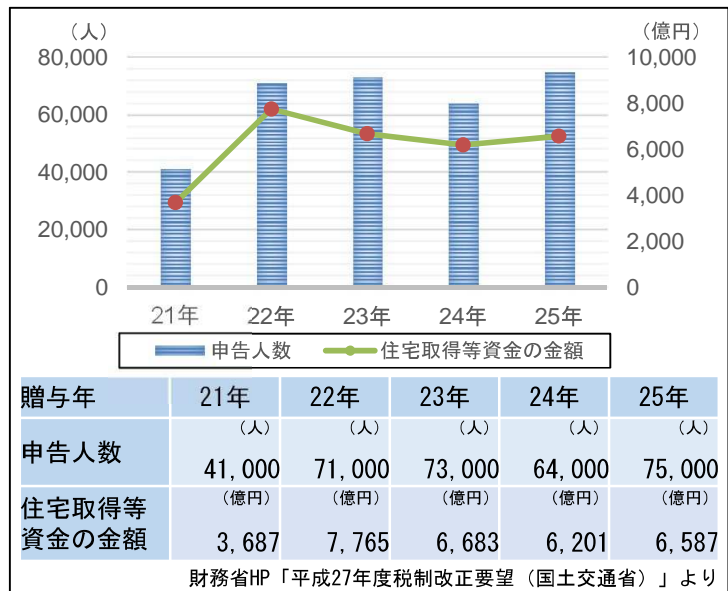
両親や祖父母など、直系尊属から住宅取得のための資金の贈与を受けた場合に、一定の金額までは贈与税がかからない制度（「住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置」）があります。平成26年中の贈与であれば、暦年課税の場合は基礎控除額を含めて最大1,110万円まで贈与税がかかりません。また、この制度は65歳未満の贈与者から贈与を受けた場合等であっても、暦年課税ではなく相続時精算課税制度を選択して適用することが可能です。



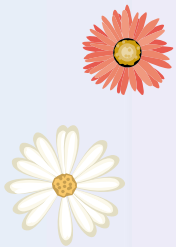
この制度の利用者及び金額は、国土交通省の調べによれば右のとおりです。過去4年間では毎年7万人前後が、この制度を利用していることがお分かりいただけると思います。

この制度の適用は26年12月31日までとなっています。国土交通省では、この制度について3年間の適用期限延長の他、贈与税がかからない金額を最大3,000万円まで上げてほしいこと等を要望として提出しました。

政府は、高齢者が保有する資産、特に預金を投資にまわして流動化させたい思惑があります。この背景を受けて改正要望の妥当性として、「高齢者層が保有する資産をより早期に現役世代に移転させ、住宅取得等を促進するためには、資産移転の際の税負担の軽減や相続時精算課税制度の年齢要件の緩和が、妥当な手段である。」と、国土交通省は記しています。



27年度税制改正での延長等の措置がなければ、この制度の適用も年末で期限を迎えます。税制改正は例年12月中旬頃に発表されているため、税制改正の行方によって判断されるのであれば、年末ぎりぎりの判断を迫られそうです。



Message From Staff



来年を楽しみに☆

先日、来年用の卓上カレンダーを購入しました。
事務所のマイデスクに置くカレンダーです。
カレンダー選びで外せない条件は2点ありました。

- ①月曜日スタートタイプであること。
1週間の始まりは月曜日！月曜日から元気に！
- ②記入欄は3行に分かれていること。
午前・午後①・午後②と時間ごとに行を分けて、
スケジュールを把握しやすくする！



このカレンダーが
内容濃いものにな
るような1年にし
たいと思います。

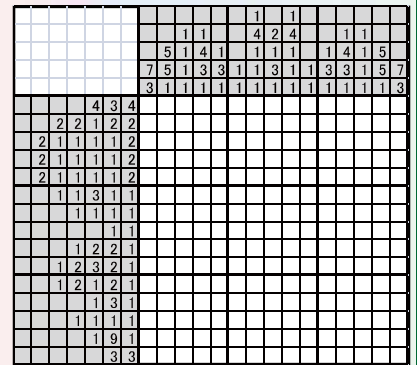
直江 美佳

クイズコーナー

皆様いつもお世話になっております。川端優美です。
さて！さっそく前回の間違い探しの答えです。

- ①お魚の目に元気がありません…
- ②ネコ次郎にホクロがっ！
- ③ネコ次郎の柄の長さが違う（※シワじゃないです。
柄です！）

そして、今回は
イラストロジッ
クです（ヒント
はふわふわの白
い動物）。楽しん
でいただければ
幸いです。



川端 優美

松山市

先日、友人の結婚式で愛媛は松山市へ行ってきました。
連休ということもあり夜中まで人が多く、松山市は
賑わっていました。

飲食街も店が密集していましたので、2～4次会ま
でほとんど移動なし…

おかげでせっかくの松山城や道後温泉、坂の上の雲
資料館を横目に観光もなし…

写真は偶然出会った路面電
車の坊ちゃん列車です。夏
目漱石「坊ちゃん」の主人
公が乗ったSLが唯一の観
光？になりました。



松尾 圭司

妊娠に関する情報

11月末をもって産休に入らせていただきますが、
産休中もニュースレターには参加させていただきます。

これからもよろしくお願いたします。
妊娠をご経験された方はご存知かと思いますが、妊
娠・出産・育児となると何かと入り用で出費も多
なることです。しかし、妊娠・出産等で給付される
手当金というものがいくつかあります。これを忘れ
ずに受け取れると少しは助かるかと思ひます。
私もこの度2人目ですが、調べてみることで新た
な情報を得ることもできました。このような時同じ
境遇の方と共有しあったり、今後お伝えすることで
お役に立てれば嬉しいです。

竹内 菜美

岡村税理士事務所 / (株)プラス・アルファ

JR 神戸線 六甲道駅下車徒歩1分

お近くにお越しになられた際は、お気軽にお立ち寄りください。

